

◆居住環境の方針図



3-4. 市営住宅の方針

(1) 基本的考え方

滝川市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、計画的に建て替え、維持管理等を実施します。計画の見直しを行う際には、コンパクトな都市づくりの考え方を踏まえ、3つのコンパクトタウン内の集約化を行う地域に市営住宅の移転建替を行うなど、団地の再配置等を検討します。

(2) 整備方針

- 街なか公営住宅（駅前団地さかえ）の建設
- 滝川市公営住宅ストック総合活用計画見直し時における団地の再配置の検討
- 泉団地、東町団地、緑町団地の建替事業



図 4-12 駅前団地さかえ

表 4.2 滝川市公営住宅ストック総合活用計画における団地別活用プログラム / 資料：滝川市公営住宅ストック総合活用計画

団地別活用プログラム

(上段：建設戸数、下段：用途廃止戸数、上段：個別改善戸数)

事業主体	小学校区	団地名	建設年度	構造	管理戸数	活用手法 計画期間 21～30	現況 H20 年度	年度別対象戸数（戸）										管理戸数		
								計 画 期 間												
								H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度			
市	第一	一の坂団地	S54～57	耐4耐5	142	維持保全														142
	第二	黄金町団地	S29	簡平	16	用途廃止		16												0
		江陵団地	S35～H19	簡平耐5	76	建替事業	16	8												80
								20												
		みずほ団地	H8～12	耐5	144	維持保全														144
		見晴団地	H13・14	耐4耐5	45	維持保全														45
		西5丁目団地	S48・49	簡平	53	用途廃止	53													0
		滝の川団地	S50～56	簡平簡二耐4	385	維持保全														385
	第三	啓南団地	S57・58	耐9	180	維持保全														180
		新町団地	S59	耐4	18	個別改善		18												18
	東	東町団地	S37・38	簡平	33	建替事業					24		24		24					72
												12		21						
		緑町団地	S38・39	簡平簡二	84	建替事業										20	40			96
														20			28			
	西	東団地	S41～45	簡平簡二	76	維持保全														76
		泉町団地	S31～37	簡平	58	建替事業			10	10	10	10								40
									14	12	16	16								
		開西団地	S40～43	簡平簡二	145	維持保全														145
	江部乙	銀川団地	S63～H3	耐4耐5	122	維持保全														122
		西町団地	H2	耐1	6	維持保全														6
		江南団地	S42～53	簡平	109	維持保全														109
		新興団地	S45～55	簡平簡二	44	維持保全	16													28
	東栄	北辰団地	S50～58	簡平	98	維持保全														98
		東滝川団地	S53	簡平	7	維持保全														7
東栄団地		S54～58	簡平	43	維持保全														43	
第二		見晴特公賃団地	H16	耐3	15	維持保全													15	
第三	駅前団地さかえ	H21～22	耐5		新 設		20												20	
市営 計			1,899			建替事業	16	28	10	10	34	10	24		44	40			200	
						個別改善		18											18	
						用途廃止	69	36	14	12	16	28		41		28		175		
						管理戸数	1,846	1,838	1,834	1,832	1,850	1,832	1,856	1,815	1,859	1,871	1,871	1,871		
道営 計			283			管理戸数	283	283	283	283	283	283	283	283	283	283	283	283		
管理戸数 計			2,182			管理戸数	2,129	2,121	2,117	2,115	2,133	2,115	2,139	2,098	2,142	2,154	2,154	2,154		

4. 交通体系

4-1. 交通体系に関する現状と課題

本市は、北海道の広域交通の要衝であり、市内には国道 12 号、国道 38 号、国道 451 号の 3 つの主要国道が交差しています。また、中空知圏域の交通拠点であることから、周辺市町村と本市を結ぶ道道をはじめとした道路ネットワークが重要となっています。これらの広域交通は本市の都市を特徴づけるものであり、都市の発展や活力に欠かせない要素となっています。

都市内の道路体系をみると、これまで着々と都市計画道路*の整備が進められてきましたが、都市計画決定後 30 年以上未着手の道路が 7 路線（7.41km）あり、その沿道の建物が建築制限を受けたままの状況であることなどから、これらの道路計画の見直しが必要となってきています。

以上を踏まえ、滝川市におけるコンパクトな都市形成を進めるためには、**既存ストックとしての道路体系を十分に活かしていく必要があります。**また、**未着手の都市計画道路について整備の必要性を再検討し、既存ストックを活かして交通環境の向上を図ることが重要です。**さらに、**今後は、地球環境への負荷を低減する交通体系の構築も重要課題となっています。**

4-2. 交通体系の基本方針

**中空知圏の交通拠点としての役割を強化するとともに
コンパクトな都市の骨格を形成し、円滑に移動でき、環境にやさしい交通体系**

（１）広域、中空知圏、都市内の多様なネットワークを支える交通体系

北海道の交通の要衝としての広域交通ネットワークの形成、中空知圏内の近隣市町村との交通ネットワークの形成、また、都市内の都市機能やコミュニティ拠点を結ぶ交通ネットワークの形成など、都市の活力を支える多様な交通ネットワークの形成を図ります。

（２）交通の円滑性、安全性、快適性を備えた交通体系

都市内通過交通の排除、車道の 4 車線化等による移動の円滑化、冬期交通の安全性確保、歩行空間のバリアフリー化等による安全・快適性の確保、豊かな自然環境に調和した都市内道路景観の整備、都市内幹線街路から住居街区へのアクセス機能強化など、市民の快適な暮らしを支える都市内交通環境の向上を図ります。

（３）人と環境にやさしい交通体系

今後は、人と環境に視点をいた交通体系の整備が重要であり、公共交通の役割をこれまで以上に重要なものとして位置づけ、高齢社会に対応した市民が利用しやすい体系を構築する必要があります。また、自転車・歩行者交通を重視し、市民が自転車を利用しやすく、歩行者が移動しやすい道路空間を形成するなど、二酸化炭素を削減し、環境負荷低減に寄与できる交通環境づくりを行います。

* 都市計画道路：都市計画法に基づく都市施設として定められる道路のこと。都市計画法第 11 条の規定により都市施設として都市計画決定された道路。

4-3. 道路体系の施策

表 4.3 道路体系

ネットワーク 広域交通	自動車専用道路 (広域幹線軸)	北海道縦貫自動車道
	主要幹線街路 (広域都市軸)	大通り(国道12号)、東三号通(国道12号滝川バイパス)、東大通(国道38号)、西大通(国道451号)、滝新通(国道451号滝新バイパス)
	都市幹線街路 (中空知圏域交流軸)	道道江部乙雨竜線、道道江部乙赤平線、(仮)赤平・滝川・新十津川線
	特殊道路	道道深川砂川自転車道
ネットワーク 都市内交通	都市幹線街路 (都市骨格軸)	三丁目通、西二号通、一丁目通、東二号通
	補助幹線街路	中央通、西泉通、二丁目通、西1号通、東四丁目通、一二丁目通、西二号通、東一号通、西四丁目通、五丁目通、団地通、一三丁目通、東一線通、空知通、鈴蘭通、蔵前通、文化通、高校通、西三号通、啓南通、東町通、栄通、東四号通
	区画道路	一般市道

◆都市の骨格軸

 都市計画道路

4つの放射軸: 大通り(国道12号)、東大通(国道38号)、西大通(国道451号)、滝新通(国道451号滝新バイパス)

都市環状軸: 三丁目通、西二号通、東三号通(国道12号滝川バイパス)、東大通(国道38号)、西大通(国道451号)

4-3-1. 広域交通ネットワーク

(1) 基本的考え方

北海道中央部の交通の要衝、かつ、中空知圏域の交通拠点の役割を担うことから、都市内を通過する国道12号、国道38号、国道451号を留萌・新十津川方面、札幌・砂川方面、釧路・赤平方面、旭川・深川方面の「4つの放射軸」として位置づけ、高速道路、道道とともに広域交通ネットワークを形成します。

(2) 整備方針

①自動車専用道路(広域幹線軸)

北海道縦貫自動車道は、滝川市と物流・交通拠点である新千歳空港、苫小牧港、札幌市・旭川市などの主要都市を高速で結ぶ役割を担う広域幹線軸として位置づけ、今後も重要な交通基盤としての活用を促進します。

【参考】高速道路利用による交通1時間圏、2時間圏(参考:北海道開発局・道の時刻表)

1時間圏(1時間以内) : 留萌市、札幌市など

1.5時間圏(1時間を超え1時間30分以内) : 小樽市、千歳市など

2時間圏(1時間30分を超え2時間以内) : 余市町、苫小牧市、名寄市など

②主要幹線街路（広域都市軸）

1）大通（国道12号）

札幌・旭川方面、近隣の深川、砂川、また、滝川市街地と江部乙市街地を結ぶ重要な主要幹線街路であり、公共交通の主要路線、都市活動、防災等の面から都市内外の移動の円滑化を図ります。また、東三号通（国道12号滝川バイパス）との役割分担のもと、既存の道路水準を維持しつつ、より都市内交通の役割を重視し、アクセス機能の強化を図ります。

- ・北滝の川地区から江部乙地区までの4車線化（国への要望）
- ・大通（国道12号）の多様な利活用への検討（駐車場、駐車帯、バス停等の整備）

2）東三号通（国道12号滝川バイパス）

都市内の通過交通を排除するために道路の走行性を維持するとともに、交通利便性を活かすため、沿道サービス施設以外の土地利用を規制することで、営農環境、道路景観を守りながら利用者の利便性を高める役割を担います。

- ・周辺農地を保全しつつ、都市の活力創出につながる沿道サービス施設の立地

3）東大通（国道38号）

十勝方面、近隣の赤平市、また、滝川市街地と東滝川市街地を結ぶ重要な主要幹線街路であり、公共交通の主要路線、都市活動、防災等の面から都市内外の移動の円滑化を図ります。また、都市機能拠点（中心市街地）にアクセスするとともに、滝川市街地内の沿道には商業施設が立地するゾーンが形成されており、都市の生活利便性確保と活力創出の2つの役割を担います。

- ・滝川インターチェンジ東側区間の4車線化（国への要望）

4）西大通（国道451号）・滝新通（国道451号滝新バイパス）

留萌方面、近隣の新十津川を結ぶ重要な主要幹線街路であり、都市機能拠点（中心市街地）にアクセスするとともに、一体の都市計画区域をなす新十津川との連携を強化する役割を担うため、都市活動、防災等の面から都市内外の移動の円滑化を図ります。

- ・道路の維持管理の促進

③都市幹線街路（中空知圏域交流軸）

1）道道江部乙雨竜線

滝川市江部乙町と雨竜町の生活、観光、物流、及び緊急時搬送路として重要な都市幹線街路であり、円滑な移動と安全性の確保を図ります。

- ・道路整備（JR函館本線の立体交差化事業等）

2) 道道江部乙赤平線

滝川市江部乙町と赤平市を結ぶ都市幹線街路であり、東大通（国道38号）に接続し、国道が通行不能となった場合の代替ルートとしての役割を担います。また、丸加高原健康の郷にアクセスする観光上重要な路線となっており、円滑な移動と安全性の確保を図ります。

- ・都市計画決定区間（国道12号交点～東一線通交点）の整備
- ・観光地と市街地を結ぶルートとしての道路環境の整備（サイン設置、フラワーロードの検討等）

3) (仮) 道道赤平・滝川・新十津川線

新十津川町、滝川市、赤平市と中空知圏の市町村間を東西にネットワークする重要な路線であり、物流支援、観光振興のほか、新十津川町、赤平市の住民の日常生活における滝川市へのアクセス道路として、中空知圏域交流軸の役割を担っていることから、適切な整備と維持管理を推進します。

- ・道路体系の位置づけ変更（道道への昇格を関係機関に要望）

④特殊街路（道道深川砂川自転車道線）

石狩川の豊かな自然環境をより広域の住民が享受し、当該道路が沿道観光やレクリエーションを通じて利用され、これを通じて滝川市と深川市、砂川市を結びつける重要な路線です。また、自転車・徒歩による広域的な移動を促進し、環境にやさしい都市の形成を促進する都市基盤として重要な役割を担います。

- ・道道深川砂川自転車道線の未整備区間の整備、開通（北海道への要望）

4-3-2. 都市内交通ネットワーク

(1) 基本的考え方

都市幹線街路に都市形成の骨格をなす「都市環状軸」を位置づけ、都市内の移動の円滑化、居住区域の交通集散、宅地へのアクセスなど、都市幹線街路、補助幹線街路、区画道路における役割分担と補完関係を適切に設定し、都市形成と都市活動の円滑化を図ります。

(2) 整備方針

①都市幹線街路（都市骨格軸）

都市内移動の円滑化を図るとともに、東三号通（国道12号滝川バイパス）、東大通（国道38号）、西大通（国道451号）、三丁目通、西二号通からなる環状の道路体系を「都市環状軸」と位置づけ都市の骨格を形成します。また、都市環状軸沿道に生活利便施設などの土地利用の誘導を図るとともに、都市内の公共交通の利便性を高め、自動車に過度に依存しない「エコ・コンパクトシティ」の実現に向けて重要な役割を担います。

- ・都市環状軸沿道に生活利便施設、公共施設、共同住宅等の土地利用を誘導
- ・周辺市街地へのアクセス性向上（駐車場、駐車帯・停車帯、バス停等の整備）
- ・公共交通の主要路線の誘導
- ・自転車、歩行者ネットワークの形成

- ・コミュニティ街区内の「軸」として位置づけ、街区内のコミュニティ関連施設等を集約化

②補助幹線街路

居住区域内の交通を集散し、都市幹線街路を補完する役割を担います。また、自転車・徒歩による移動を支え、中心市街地内、コミュニティ街区などの周遊、滞留によりコミュニティ活動の活性化を図ります。

- ・歩行空間の整備
- ・中心市街地、コミュニティ街区内の周遊ルート、滞留空間の形成（広場、緑地等）

③区画街路

居住区域内の宅地へのアクセス性を高め、より市民生活に密着した道路空間を形成するとともに、一部の路線について、補助幹線街路を補完する役割を担います。

◆道路体系方針図

